

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案要綱

第一 機構の目的

目的規定に、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発に係ることを追加すること。
(第三条関係)

第二 秘密保持義務

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第三の一から三までに掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする事。
(第八条の二関係)

第三 業務の範囲

一 大学、国立研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができ環境の保全に関する研究及び技術開発を行うものとする事。
(第十条第一項第八号関係)

二 一に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進するものとする事。

(第十条第一項第九号関係)

三 環境の保全に関する研究及び技術開発に関し、助成金の交付を行うものとする。

(第十条第一項第十号関係)

第四 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用

第三の三の助成金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を準用するものとする。

(第十一条関係)

第五 区分経理

機構は、第三の一から三までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関し、経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならないものとする。

(第十二条関係)

第六 罰則

第二に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処するものとする。

(第二十一条関係)

第七 附則

一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「指定日」という。)の前日において、この法律による改正後の独立行政法人環境再生保全機構法第十条第一項第八号に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、指定日において、機構が承継するものとするとともに、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとし、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

(附則第二条関係)